

【参考】

○ 千葉県浄化槽取扱指導要綱（抜粋）

第3 浄化槽を設置しようとする者の責務

浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、設置等の手続に先立ち、あらかじめ、法第57条第1項の規定に基づき知事が指定した指定検査機関に、法第7条第1項の規定による使用開始後の水質検査（以下「7条検査」という。）を申し込むものとする。

第4 設置等の手続

2 建築確認申請の場合

建築主は、建築物に関する工事について、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に基づく確認済証の交付を受ける場合にあっては、確認済証の交付を受けるために必要な図書の提出と併せて、7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）を添付するものとする。

○ 「検査手数料の納付書の写し」の添付に係る啓発資料について

県では、検査手数料の納付書の写しの添付に係る啓発用のリーフレットを作成しておりますので、周知等に御活用ください。リーフレット及び浄化槽の法定検査の詳しい情報については、以下のホームページから確認いただけます。

■ 千葉県ホームページ「浄化槽の法定検査について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/joukasou/houteikensa.html>

令和6年11月発行
千葉県水質保全課